

# グローバル公共財の三類型と 国際法規範

——自然公共財・人為的公共財・国際社会共通の規範——

渡 部 茂 己

はじめに

- 1 公共財とグローバル公共財の概念整理および諸類型
- 2 グローバル公共財（純粋グローバル公共財：Pure GPGs）の類型と法規範
- 3 グローバル公共財としての国際法規範

おわりに

はじめに

近年、国際法文書や国連の報告書等で、“global public goods”という語句が多く用いられるようになってきている。たとえば、2021年に発効した核兵器禁止条約（TPNW）<sup>(1)</sup>の前文に「国家安全保障上及び集団安全保障上の利益の双方に資する最上位の国際的な公益である核兵器のない世界」（外務省・暫定的な仮訳<sup>(2)</sup>、下線は筆者による）というフレーズがある。「国際的な公益」の原文（英語正文）は、“a global public good”であり、直訳では、「グローバル公共財」である。仏語正文によれば、“un bien public mondial (des plus précieux)”とされている。また、2025年7月23日に国際司法裁判所（ICJ）は、「気候変動に関する国家の義務（Obligations of States in respect of Climate Change）」についての勧告的意見を公表したが、その中に、“global common goods”という語句が含ま

れている<sup>(3)</sup>。国連の報告書では、2021年の『私たちの共通の課題 (Our Common Agenda)』<sup>(4)</sup>や『人間開発報告書2023/2024年版—行き詰まりの打開：分極化する世界における協調とは』<sup>(5)</sup>などに、「グローバル公共財 (global public goods)」という表現が見られる。

周知のように、公共財の概念は、元々は経済学（公共経済学）において、私的財と対比されるものとして論じられてきた。単数形の“good”は「善」とも訳されて、「公共善 (public good)」または「共通善 (common good)」<sup>(6)</sup>として政治哲学などの分野でも研究されている。本稿でも「財」は広義の概念として用いている。すなわち、「『事物』 (法的枠組みなど)あるいは『状況』 (環境の持続可能性など)」<sup>(7)</sup>を含む概念である。

公共財概念については次の「1」で検討するが、「核兵器のない世界」を「グローバル公共財」ととらえる意味は、誰一人取り残さずすべての人に益をもたらすことと、どれだけ多くの人がある利益（効用）を享受（利用）しても、既にその利益を得ている人の財としての価値（効用）が減少することがないことを表明していることにある。後者は、国際環境法の理念である「持続可能な開発」へつながり、前者は、SDGsの理念につながる。

前述した国連報告書『私たちの共通の課題』には、「グローバル公共財としての」デジタル・コモンズという語句が含まれている。また『人間開発報告書2023/2024年版』<sup>(8)</sup>において、「第3章 相互依存の管理にグローバル公共財の活用を (Providing global public goods to manage interdependence)」の章を設けて次のようにその意義を表現する。すなわち、「グローバル公共財の視点は、私たちが複雑な問題を究明することに役立つ。こうした問題が複雑なのはまさに、そのさまざまな側面について、私たちが対応を組織する方法を変えなければならないからだ」<sup>(9)</sup>として、いわゆる「国際法の分断化」と共通の問題提起をしている。同報告書は、グローバル公共財を重視し、その役割のひとつとして、「グローバル公共財は、グローバルな相互依存の管理に役立つことで、全世界で分極化を促進する大きな要因にストップをかける」<sup>(10)</sup>ことを

論じている。

国際法学においては、国際公益（国際社会における公的利益）、共通利益または一般利益という用語で、従来から多くの文献で論じられてきている<sup>(11)</sup>。とりわけ川崎は、人権、地球環境保護のほか、国連による諸活動等について、「グローバルな共通利益」と表現する<sup>(12)</sup>。

本稿では、近年の法文書等で用いられることが多い“global public goods”という語句を、他の学術分野での研究成果も踏まえて「グローバル公共財」と直訳した上で、当該概念の意義と類型化について考察することとする<sup>(13)</sup>。

核兵器禁止条約の外務省仮訳等における「公益」との表記については、国際法を含めて「法」はそもそも「『一般意思の表明』として、一すなわち特殊利益＝私益とは切り離された公益を体現するものとして一捉えることができる（原注2）」<sup>(14)</sup>のものであることから、条約は一般的に、国際的な公益（二国間条約においては、締約国間の共通利益）を定めており<sup>(15)</sup>、和訳文としてもあえて意識してまで表現する必要はないものと思われる。国内法を基盤とする国内社会とは異なる国際社会においては、解釈主体（各国等）によって国際法の解釈が細断化され<sup>(16)</sup>、統一的な理解が一層困難な状況となっている近年の国際社会では特に、国家間に共通のまたは公的な「利益」と客観的に表現するよりも、自国を含む全体の財である公共「財」と認識することによって、政治理念・経済体制の相違する国家を含めて、すべての国（と国民）が、自国も当該「財（goods）」の当事者であるとの認識（間主観的認識）を醸成することで、その積極的な維持・保護に繋がることも期待できる。

理論的考察に先立って、あらかじめ、グローバル公共財として論じられることの多い代表的な具体例を示す。Inge Kaul は、グローバル公共財の研究対象とされているものとして、気候変動、サイバーセキュリティ、金融の安定、地球規模の規範、健康、知識、平和および安全保障、南極、深海底、宇宙などを列挙し、それぞれを掲げている主な著作を一覧にしている<sup>(17)</sup>。最後の3つは、グローバル・コモンズの項目

の下に包括されることもあるとする。Coglati らは、気候変動の緩和、感染症の根絶、腐敗への対抗、オゾン層の保護を例示する<sup>(18)</sup>。また、UNDP（国連開発計画）も同様に包括的に幅広く提示している。前述の、『人間開発報告書2023/2024年版』の第3章においては、膨大な文献を参考に、理念・着想（idea）および知識、感染症の封じ込め（containing）、気候変動の緩和、成層圏オゾン層の保護、国際金融危機の予防と拡散防止、国際平和の維持、サイバーセキュリティの促進、などを掲げる<sup>(19)</sup>。

本稿は、それらを3つに類型化することで、国際法とグローバル公共財の関係を考察する試みである。

## 1 公共財とグローバル公共財の概念整理および諸類型

グローバル公共財について検討する前提として、まず「公共財」についての一般的議論を再整理する<sup>(20)</sup>。たとえば、「公共財」である空気は呼吸する人が増えても枯渇せず、少数者によって独占されることもなく、誰でも無償で利用できる<sup>(21)</sup>。公共財は一般的に、純粹公共財と準公共財に分けられるが、本稿では、空気や気候は、純粹公共財の中でも、地球ないし自然が提供する自然公共財として位置づける。Inge Kaul は、①純粹公共財（非競合・非排除）（一例として「月明かり」）、②コ・プロダクション（共同（協働）生産財）（非競合かつ私的共通利益・非排除）（一例として「汚染の削減」）、③コモンプール資源（競合・排除困難）（一例として「湖」）、④非純粹私的財（非競合・排除可能）（一例として「知識」）、⑤クラブ財（部分的競合・排除可能）（一例として「スイミング・プール」）、⑥共同生産物（競合かつ外部性・排除可能）（一例として「ある個人の教育」（教育自体は私的なものだが、拡散効果による外部性を有し公共財としての役割を果たす））、⑦純粹私的財（競合・排除可能）（一例として「パン」）、の7段階に分類し、それぞれに対応する財を例示した<sup>(22)</sup>。本稿では、まず、大きく純粹公共財と準公共財に整理したい。

### 1-1 純粋公共財 (pure public goods)

純粋公共財（本稿では原則として、公共財というときは純粋公共財を意味するものとして用いている）は、非競合性（non-rivalrous）および非排除性（non-excludability）をもつ財である。非競合的であるから、ある人の利用（消費）によって他の人の利用（消費）可能性が妨げられず、また、排除不可能であるから、利用しようとするすべての人を（対価を支払わない人でも）排除できない、すなわち、誰も当該財の消費から排除されない性質をもつ<sup>(23)</sup>。国内社会では、消防、防衛、警察、裁判所、公衆衛生、義務教育制度、知識などが例示されることが多い。

公道、公園は、「公」の呼称があるとおりに、そもそも公共財（理念的には純粋公共財）として提供されたものである。国際社会で言えば「公海」がそれに類似する概念であり、言うまでもなく、公海自由の原則はグローチウス以来の国際法秩序の中核のひとつを構成するものである。国際海運会議所（International Chamber of Shipping：ISC）によれば、世界の貿易のほぼ90%が海運によって担われている<sup>(24)</sup>。もっとも、公道や公園については、無料で利用できる場合かつ混雑していない場合であって、混雑している場合には非競合性が失われ、次で扱う準公共財のひとつであるコモンズとなると考えられる。観光地や景観も同様であり、いわゆるオーバーツーリズムの場合には非競合性がなくなりコモンズとなるとされる。

しかし、このような経済学的視点からの公共財の理解に対し、混んでいるか否かに関わらず、また、無料であろうとなかろうと道路は公共財であるとの捉え方もある<sup>(25)</sup>。三浦は、公共財の概念は広く捉えるべきだとして、それを「権利を保障するための財・サービス」と「市場の形成に必要な財・サービス」の2つのタイプに分けて論じる<sup>(26)</sup>。その類型化は、国際社会においても示唆的である。すべての人の「生きる権利」を実現するための財と、公正な市場形成のための財をどのように呼称すべきか今後考察したい。もっとも、観念的に2つに分類するものであり、現実には相対的・重層的である。たとえば後述する

公海上の航行の自由は、公正な市場形成のためであり、かつ、基本的権利として保証される「移動の自由」とも関わる。三浦論文は、市場形成に必要な財をさらに「財を交換するためのルール」と「実際に財を交換するための装置」に2分類した上で、前者の「ルール」に法の一部および貨幣や度量衡の単位も含めている<sup>(27)</sup>。このような公共財としての「ルール／規範」の視点は、本稿の問題意識と共通する。

近年、公海における資源や環境についても、部分的に非競合性が失われる状況となっているとして、国際法による規範設定がなされることがある。生物資源については、後述「3」で触れる「国家管轄圏外区域海洋生物多様性協定 (BBNJ 協定)」が、海洋汚染に対しては諸海洋環境条約<sup>(28)</sup>がそれぞれ制定されている。深海底資源については、国連海洋法条約により国際海底機構 (ISA) が管理するものとして規範設定された。海上における風力発電のための「風力」や太陽光発電および太陽熱発電のための「太陽光」は、競合性をもたないため、典型的な純粋公共財 (グローバル純粋公共財) である。

伝統的によく例示される純粋公共財として、国防、洪水制御システムなどの物理的インフラがある。そのような純粋公共財は性質上、その便益から人々を排除することができないので、原則として民間企業がそれを提供することはなく、通常は公的な機関 (政府など) が提供することになる。

本稿では、人為的に提供するまでもなく既に存在している、すなわち所与の自然公共財も、特にグローバル公共財としては、重要なものとして位置づける。さらに、公的統計などの情報、法制度<sup>(29)</sup>、デジタル空間におけるオープンソースソフトウェア (Firefox、Linux、Android、WordPress など誰でも利用、改良、再配布できるソフトウェア) など無形の公共財として位置づけられる。

なお、公共財には、上述のようなそれ自体が肯定的 (positive) な一次的財と、人為的温暖化や武力紛争のような否定的 (negative) なもの、すなわち、公共悪 (public bads) を防止または削減するための二次的な

財の区別を考えることもできる。

## 1-2 準公共財 (impure public goods, quasi-public goods)

### (1) コモンズ (commons)

準公共財は、非競合性か非排除性のいずれか一方を欠き（どの程度の欠如を判断基準とするかは議論の対象による）、もう一方の要素は存在するものであるから、どちらの要素が欠けているかによって2つに分かれる。

第1に、非排除的性格をもち（＝排除できない）、競合性が大きい（非競合性を有しない）準公共財は、理論的整理では、「コモンズ（コモンプール財 (common pool resources : CPRs)、共有資源、公共資源）」と呼ばれる。“Common goods (共有財)”と称されることもある<sup>(30)</sup>。特定の人や組織に限定されずに、誰でも自由に利用できる財や空間であるので、「オープン・アクセス財 (open-access goods)」との呼称もある。この例には、漁業資源、木材、水資源などがあてはまる。

地球規模の準公共財としてのコモンズの例として、3-3で触れる公海における海洋資源がある（公海自体は純粋公共財）。公海における漁獲資源などの海洋資源は、伝統的には純粋公共財として扱われてきたが、近年はコモンズとみなされる傾向にある。

### (2) クラブ財 (club goods)

準公共財の2つめとして、非競合性を有し、排除可能な準公共財は、クラブ財と呼ばれる。クラブ財の代表例としては、有料高速道路、映画、ケーブルTVやコード化されたテレビ放送、ネットワーク（有線および無線を含む）、有料公園、有料図書館その他の会員制の施設・サービスなどが該当する。近年では、ネットワークの一例であるインターネット設備（インターネットというシステム自体は純粋グローバル公共財である）が公共財として重要な研究対象となっている<sup>(31)</sup>。無料で誰でも利用できる公共インターネットなどのように、設備へのアクセスが誰にでも開かれていれば原則として純粋公共財であり、大学の学生・教職

員などの関係者やある団体の会員などに利用者が限定されていればクラブ財となり、いずれの場合でも利用者が想定より多くなることで回線が混雑し、非競合性が失われる可能性がある<sup>(32)</sup>。

### 1-3 公共財の地理的多段階類型化

公共財は、大きく括れば、政府ないし主権によって公共性を柔軟に設定することができる国内の公共財（人為的公共財）と、国境を超越して普遍的に存在する、または存在すべき地球規模の公共財であるグローバル公共財に二分される。大岩論文<sup>(33)</sup>に基づいて別稿で論じたことであるが<sup>(34)</sup>、さらに、地方公共財—国内公共財—地域公共財—国際公共財—地球公共財（グローバル公共財）というように多段階アプローチによる整理も可能である。この場合、地球全体に関わる「グローバル公共財」と、国境を越えて複数国に関わる「国際公共財」が区別される。

用語の問題としては、ここでの「地球公共財」（いわば純粋グローバル公共財）と「国際公共財」（いわば非純粋グローバル公共財）の用語を使い分けせずに、どちらの用語も同じ概念として使用されることも多い。たとえば、世界銀行の *Global Development Finance* は、「国際公共財（international public goods）」として提供されるものとして、疾病の制御、気候変動の抑制、金融不安の抑制、世界平和の維持という、本稿や大岩がグローバル公共財（地球公共財）としているものを掲げている<sup>(35)</sup>。寺崎は、「純粋国際公共財」という用語によって、本稿でのグローバル公共財に該当する概念を論じ、次のように述べている。すなわち、「地球公共財（Global Public Goods）あるいは世界公共財（Global Public Goods）と呼びかえることも検討に値する。ただし、地球公共財という語はすでに Kaul, Grunberg, and Stern (1999) や鈴木 (2001) によって、国際公共財（International Public Goods）とほぼ同様の意味で使用されている。また世界公共財という用語は寡聞にしていまだ文献を見るに至っていない」ことから、「純粋国際公共財」という用語を選択したとしている<sup>(36)</sup>。両概念を区別することについては筆者の議論と重なる。

寺崎は、世界銀行の指摘した<sup>(37)</sup>、国際公共財と国内公共財の補完関係に注目しつつ、それらを直接的に補う関係にあるとする思考には批判的である<sup>(38)</sup>。たとえば、「国内の治安を武力・軍事力（鞭）という公共財で供給する代わりに、衣食住などの援助により住民の基本的な生活を安定化させること（飴）によって、力の公共財を代替させることも可能である」ことを論証して、「食糧援助は人道援助という美名の下に行われるべきではなく、その財が公共財を持ち、援助によって発展途上国が逆に先進国に対して国際安全保障という国際公共財を供給するという認識の下に行われるべきである」と主張している<sup>(39)</sup>。

#### 1-4 グローバル公共財の概念

##### (1) 近年のグローバル公共財に関する言及数の増加傾向

まず、前提として、“global public goods”や「グローバル公共財」等の呼称が学術資料、公文書、一般文献を含めて、国際社会でどの程度用いられているのかの概数を、Google 検索における完全一致検索数（期間指定なし）の結果によって示したい。2025年7月14日15時30分（UTC+9：日本標準時）の数値で、“global public goods”が約696,000件（2018年8月5日時点では約323,000件であった）、“international public goods”約223,000件（同じく約171,000件）、「グローバル公共財」約2,920件（同じく約7,000件）、「国際公共財」約14,700件（同じく約12,000件）、「地球公共財」約5,350件であった。すなわち、少なくとも国際社会全体では、英語による“global public goods”の用語がよく使われており、ここ数年で一層増加していると言うことはできるであろう。なお、同様に仏語においてグローバル公共財に当たる“biens publics mondiaux”は、2025年7月14日の数値で約59,300件、国際公共財に当たる“biens publics internationaux”は3,580件であった。

##### (2) グローバル公共財概念の意義—グローバル・イシューの克服および時間的普遍性

世界銀行は、本稿で用いているグローバル公共財を“international

public goods”と表記した上で、グローバル・イシューを解決・抑制・克服するための国際社会・国際制度の役割という表現により、疾病の制御 (controlling disease)、気候変動の抑制 (limiting climate change)、金融不安の抑制 (containing financial instability)、地球規模での平和 (世界全体の平和) の維持 (safeguarding global peace) をその中心的なものとして提示する<sup>(40)</sup>。すなわち、グローバル公共財は、グローバル・イシュー概念やグローバル・ガバナンス概念と表裏一体の概念であることになる。

また、グローバル公共財の「グローバル」の概念には、空間的普遍性に加え、「世代を超える」時間的普遍性の意味も含まれる<sup>(41)</sup>。本稿では、Inge Kaul 等を踏まえ、グローバル公共財を、公共財の定義 (非排除性、非競合性) が国内に留まらず、国境を越えて (地理的普遍性)、そして世代 (時間的普遍性)、宗教、民族・人種も超えて、すべての人に波及する公共財と定義する。それは、時間的普遍性を有する点で、国際環境法における「持続可能性 (sustainability)」原則とも重なるものである。

### (3) グローバル公共財 (純粹グローバル公共財) とグローバル・コモنزの区別の問題

広義のグローバル公共財は、競合性の有無の観点から、純粹グローバル公共財と準公共財たるグローバル・コモنزに分けることができる。排除可能性をもつクラブ財については、グローバル公共財や準公共財には含めることはできない。グローバル公共財は地球上のすべての国とすべての人々に開かれているものであるからであり、排除される人や国はもとより存在しないものがグローバル公共財の概念であり理念である。

したがって、公共財の類型を地球規模に当てはめて、競合性が無いものを「グローバル公共財」(純粹グローバル公共財)、競合性が生じる準公共財を「グローバル・コモنز」(グローバル・コモン・ゲッツ、グローバル共有財) と呼ぶことにしたい。少なくとも、排除可能性を有するい

わゆる「クラブ財」は、グローバル公共財の概念とは両立しない<sup>(42)</sup>。

特に国際社会では、国内社会とは異なり基本的には主権が並存する社会であることなどから、グローバル公共財とグローバル・コモンズ（共有財）を明確に区別せずに考察することや、（純粹）公共財とコモンズを互換的に用いることが多い。たとえば、外交青書2015年版では、その第3章「国益と世界全体の利益を増進する外交」の第1節「日本と国際社会の平和と安定に向けた取組」の中で「国際公共財（グローバル・コモンズ）」という見出しで、両者を同じ概念のものとして並記し、その中で、海洋、サイバー空間、宇宙空間を扱っている<sup>(43)</sup>。原田は、「我が国ではしばしばグローバル・コモンズは、国際公共財と訳出される」とする<sup>(44)</sup>。星野は、地球社会の「公共『領域』」に関し、「グローバル・コモンズ（global commons）」という用語によって、そこに含まれる例として、「サイバー空間、宇宙、北極海」を提示している<sup>(45)</sup>。その上で、グローバル・コモンズをさしあたり「グローバルな開放性と連結性を持ち、国家・非国家の多様な主体の間で、共通の事項の管理（＝共通の利益の促進や相互の利害の調整）のための制度の構築・整備・発展が進められている公共性の高い領域」と定義する<sup>(46)</sup>。上記のいくつかの例において、サイバー空間がグローバル公共財に含まれていることも特筆したい。さらに、サイバー空間（サイバースペース）について、土屋は、「サイバースペースをグローバル・コモンズとして考える場合、世界各国の人々によって共有されている『土地』としてのアナロジーと、『資源』としてのアナロジーの両面から考えることができるだろう。」<sup>(47)</sup>とする。

秋山は、「国際公共財（グローバル・コモンズ）」と表記して、同一の概念として論じる<sup>(48)</sup>。池島は、「一般に、コモンズまたは公共財は『非排他性』（non-excludability）と『非競合性』（non-rivalry）の2つをその主な特徴とし、後者は潜在的に競合関係を生むともいわれる」、「グローバル・コモンズは、その使用の点で競合的であるとされる」として微妙に区別することを意識している<sup>(49)</sup>。池島の後半の表現は本稿の立場

と共通し、妥当な表現である。

意図的にグローバル・コモンズを広義に用いる上村は、「『グローバル・コモンズ』は極めて幅の広い概念である。そこには、国際公共財 (International Public Goods)、地球公共財 (Global Public Goods)、地球共有財 (Global Common Goods) などが関連し、地球環境など有形なものから、制度など無形のものまでを包含する。」「“Good”には『財』のほかにも、『善』という意味もある」として、グローバル・コモンズを上位集合としている<sup>(50)</sup>。その点は本稿とは異なる立論であるが、全体の趣旨は共通する。

国連関連の文書として、環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)<sup>(51)</sup>が、1987年に公表した報告書『我ら共有の未来 (Our Common Future)』の第10章「コモンズの管理 (Managing The Commons)」においては、グローバル・コモンズを「国家管轄権の外にある地球の一部 (parts of the planet that fall outside national jurisdictions)」と包括的に定義している。その上で、海洋 (Oceans)、宇宙 (Space)、南極 (Antarctica) をグローバル・コモンズの例として列挙しており、コモンズ概念を領域性と結び付けている。

本稿では、前述(2)で述べたように、非排除性、非競合性の特徴を有する財 (公共財) (法的枠組みなどの「事物」や環境の持続可能性などの「状況」を含む広義の概念) が国内に留まらず、国境を越えて、世代を超えて存在しているものを「グローバル公共財」としており、競合性を欠くものであるため、いわゆる「コモンズの悲劇」<sup>(52)</sup>は基本的に生じない。以下論述を深める。

## 2 グローバル公共財 (純粋グローバル公共財: Pure GPGs) の類型と法規範

グローバル公共財の類型化に関する考え方としては、①大きく自然公共財と人為的公共財の分類、②最終・目的財と中間・手段財の分類、

および、③物理空間における財とデジタル空間における財の3種の類型化を考えることができる。③のデジタル空間財の考え方については別稿で考察する。

## 2-1 「自然公共財」と「人為的公共財」および「国際社会共通の規範」

まず、公共財一般には社会が提供するものと、すでに存在している（自然が提供する）ものがある。グローバル公共財ではない国内社会で議論される公共財は、政府や地域社会が提供する一般道路、警察、消防、国防、公園、ごみ収集その他の行政サービスであるから、すなわち、人為的公共財が中心となっている。他方、グローバル公共財には、人間社会によって提供されるものと、既に存在しているもの（地球、太陽などの自然が提供するもの）の両者が重要なものとして存在している。

グローバル公共財の性質上の類型化を、Inge Kaulらは、「具体的なかたちをともなって形成されるもの（道路や司法システムなど）」、「具体的なかたちをともなわずに創出されるもの（知識など）」、「政策上の成果もしくは条件（環境の持続可能性や平和など）」に大きく分ける<sup>(53)</sup>。本稿では、このInge Kaul等の類型をもとに再整理し、①地球規模の自然公共財（人為的に供給されない、すなわち所与のグローバル公共財）、②地球規模の人為的公共財、③国際社会共通の規範（間主観的に共有される望ましい状態：理想、国際社会共通の方向性）に類型化して考察する。

### (1) 自然公共財

第1に、人為的に供給されるものではない所与の自然公共財としては、表現として少しずつ重なり合っているが、地球環境（特に、気候システム、オゾン層、大気、海洋）、深海底、宇宙、南極、生物多様性などが代表的なものである。「はじめに」で触れたように、国際司法裁判所は気候システムについて、グローバル・コモン・グッツ（global common goods）であるとしている。深海底、宇宙、南極、生物多様性、世界自然遺産などについては、保護・保全と公平な資源活用のため、普遍的

条約による法規範が設定され、深海底については「制度化」（国際海底機構による深海底資源の管理）がなされている。

## (2) 人為的公共財

第2に、地球規模の人為的公共財としては、人権（なお、人権に関する「規範」は、第3の類型に含まれる）、教育・知識、科学・技術、文化（言語、音楽、スポーツ等を含む）、国連・国際機構、インターネットシステム<sup>(54)</sup>（情報通信網などのインフラを含む）が代表的なものである。国連教育科学文化機関（UNESCO）は教育または高等教育について、いくつかの報告書で、“common good”や“public goods”そして“public and common good”と位置づけてその強化に取り組んでいる<sup>(55)</sup>。UNESCOの世界遺産の類型としての世界自然遺産と世界文化遺産は、本稿での、自然公共財と人為的公共財にそれぞれ該当する。

国内法・国際法を含む「法」という「規範の形式（法というシステム、法の技術）」は人為的公共財であるが、「法規範の内容」には、人為的・技術的ルール（条約法、国際組織法、道路交通法、税法など）と、制定に先立って存在しているとされる自然法規範（平和維持、基本的人権、国連憲章・憲法・刑事法の一部など）の両方が含まれる。次の(3)で敷衍する。

## (3) 国際社会共通の規範

第3に、国際社会共通の規範としての公共財としては、国際法・国際標準規格、正義（国際社会共通の方向性としての正義）、平和な国際・国内社会、金融の安定、自由貿易、貧困解消、環境の持続性、航海の自由などを挙げることができる。上記(2)で述べたように、自然法規範とみなすことのできる基本的人権や平和維持に関する規範などの一部の国際法は、地球規模で共通する規範であり、「グローバル規範」と呼ぶことができる。

「国際社会共通の方向性としての正義」については、具体的には、たとえば国連憲章などの国際法文書に見ることができる。国連憲章前文では「正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務」と表現され、また、国連の目的を定めた第1条1項には、「国際的の紛争又は事態の

調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」(傍点は筆者)との規定がある。核兵器禁止条約において、「最上位のグローバル公共財」とされている「核兵器のない世界」も、この「国際社会共通の規範」であり、第3類型の「グローバル公共財」のひとつととらえることができる。

国際司法裁判所規程第38条1項cの「法の一般原則」を国内法に共通する一般原則と解釈する場合の該当する国内法規範や、その他の国内法のいくつかの法領域においても、国際社会に共通する規範が形成されている場合がある。また、法規範のみならず、1875年のメートル条約(Convention du Mètre)に端を発する「国際単位系(SI)」に基づく、世界共通の度量衡の単位や、時刻に関する世界共通の基準である「協定世界時(UTC)」なども、「国際社会共通の規範」に含まれる重要なグローバル公共財である。

## 2-2 「最終・目的財」と「中間・手段財」

世界銀行および渡邊の論文においては、グローバル公共財を、目的財、手段財、中間財の3つに分類する<sup>(56)</sup>。それらの整理によれば、第1に、「目的(財)」に相当する地球公共財は、世界平和(世界銀行によれば「地域規模での平和(global peace)」、貧困削減などであり、第2に、「手段(財)」に相当する地球公共財としては、政策、国際協力へのプロセス、制度などを挙げているが、これらは第1の目的に達するための手段である。第3に、「中間財」に相当する地球公共財として、データや知識などを挙げている。

Inge Kaulらは、生産連鎖(production chain)における類型として、グローバル公共財を、中間財と最終財に分ける<sup>(57)</sup>。そこでの最終財とは、通常の「財」ではなく、有形または無形の「結果」である。有形な最終財は、環境や人類の共通遺産などであり、無形の最終財は平和や金融秩序の安定などである。最終グローバル公共財を提供する国際制度(筆者注:ここでは国際機構も含む広い意味で国際制度を捉えている)などは

中間財としてのグローバル公共財として位置づけられる<sup>(58)</sup>。この区別は政策上重要な意味をもち、たとえばフロン（クロロフルオロカーボン：CFC）等の削減のためのモントリオール議定書などを中間財として位置づけることで、最終財としてのグローバル公共財である、地球上の生命を保護するオゾン層を守るための規範として位置づけることができる。他の分野の例で言えば、「国際監視制度」、「国際的インフラ」、「国際援助プログラム」などが中間財としてのグローバル公共財である<sup>(59)</sup>。「国際的インフラ」として近年重要性を増しているものにインターネットシステムがある<sup>(60)</sup>。「1-3」で述べた寺崎の議論に即すれば、途上国や紛争国への食糧等の援助システムについて、国際安全保障という最終かつ目的財としてのグローバル公共財に対する、中間または手段財としてのグローバル公共財であると位置づけることが可能となる。

Inge Kaul たちもまた、政府間の国際制度（国連などの国際機構を含む）のほかに、市民組織や私企業間の国際制度も重視し、「アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチのような国際人権組織」、「赤十字や国境なき医師団のような人道分野の組織」、「国際標準化機構（ISO）」などを例示している<sup>(61)</sup>。

世界銀行等による手段財と中間財の区別は必ずしも明確でない場合があり、とりわけ本稿で扱う法規範の場合、内容の面で「政策」に関係する性質をもつとともに、条文や判例集などは「データ」の意味合いももつため、本稿では手段財と中間財を合わせて「中間・手段財」と表記する。

### 3 グローバル公共財としての国際法規範

#### 3-1 一般国際法と「強行規範（Jus Cogens）」

国際法においては、条約による個々の国家間の契約的法関係と、慣習法（一般国際法）による社会全体の普遍的な法秩序体系が併存して発展してきた。前者は、後者の法秩序を土台として成立しているし、主と

して第二次世界大戦後は、人権法、環境法、海洋法、そして宇宙法など、多数国間条約（一般条約）に基づく普遍的な法秩序が形成され、言うまでもなくそれらは相互に補強し合う関係にある。

しかし、近年、条約規定の重要な部分は、一部は「人類の共同の財産」として、また、慣習法化あるいはユース・コーゲンス（Jus cogens、条約法条約<sup>(62)</sup>第53条等に規定されている強行規範）として、一般国際法化している。本稿では国際法の法源と法領域の関係性を論究することは目的としていないが、その論点は、グローバル公共財の概念と関連する側面を含む。たとえば、国連憲章（第2条4項など）による武力行使の禁止原則は既に慣習法となっており<sup>(63)</sup>、憲章という条約の当事国でなくとも、すなわち国連に加盟する前であっても、たとえ脱退した後であっても、当該規範には拘束されると考えられている。また、基本的人権の保障に関わる規範については、各種の重要な条約が制定されているが、それらの原則的規範の部分は一般国際法であり、さらにその一部は前述のようにユース・コーゲンスとして、「いかなる逸脱も許されない規範として……国際社会全体が受け入れかつ認める」規範とされている<sup>(64)</sup>。

前掲1-2で、従来の「公共財」概念の理論的整理において、準公共財として「コモンズ」の概念を位置づけたが、1-4(3)において、国際政治学などで国際社会の分析をする際には、グローバル公共財とグローバル・コモンズを同一視していることが多い現状を概観した。池島はその背景のひとつとして、「ローカルなレベルでのコモンズに比して、共同社会（community）および広範に承認され実施される社会規範が地球規模のレベルにおいては構造的に欠如している点にある」とする<sup>(65)</sup>。

### 3-2 グローバル自然公共財と「人類の共同の財産（CHM）」

国際法学においては、公共財に対する人間・市民の主体性および公共財が世代を越えて継受される点を強調する概念として「人類の共同の財産（common heritage of mankind：CHM）」が論じられる。たとえば、

佐俣は<sup>(66)</sup>、Lodge<sup>(67)</sup>の表現を参照して、「『グローバルコモンズ (global commons) (筆者注：本稿におけるグローバル公共財) の一部またはいくつかの部分を CHM とみなすべきという観念』が今日存在している」とする。その具体例として、「南極や文化遺産、あるいは環境を構成する具体的な諸要素 (大気やオゾン層、生態系等)」を提示している<sup>(68)</sup>。すなわち、法的に「人類の共同の財産」として認識される財は、「グローバル自然公共財」なのである。

国際司法裁判所は2025年7月23日の勧告的意見において、気候システム (climate system) のような“global common goods”に関連する国際法規範は、「対世的義務 (*erga omnes*)」を生ずる場合があるとした<sup>(69)</sup>。ここでの global common goods という概念は、global public goods (グローバル公共財) と、グローバル・コモンズの中間的な概念で、むしろグローバル公共財概念に近い。たとえば、UNESCO による論説 (Article)、“Public goods, common goods and global common goods: a brief explanation”<sup>(70)</sup>によれば、国連および UNESCO において、Global common goods (GCGs) は Public goods と同じく非排除性と非競合性を有し (すなわち、競合性を有する Common goods とは異なるとする説明である)、それが国境を越え、グローバル規模である点が異なる、とする。その上で、GCGs の例として、人権、海洋、オゾン層、南極 (条約で保護されている区域) を掲げている。すなわち、主要な GCGs 概念には、「海洋」と並んで国際社会共通の規範としての「人権」も含むものとされている。

国際司法裁判所が取り扱った気候システムについては、本稿でのグローバル公共財概念に類似するものの、議論の組み立て方によってはフリーライダーの問題を抱えるグローバル・コモンズ概念での分析になじむ面もあるように思われる。本稿では、ひとまず気候システムを含む地球環境の保護については、人権の保護、平和の維持と並ぶグローバル公共財として位置づけている。その勧告的意見等を踏まえて池島も、「人類を取り巻く地球環境が人命や人権に深く影響を及ぼす重

要な保護法益であり、そのために国境を越えたこの共通利益を保護すべきであるという国際社会全体における新たな価値観が芽生えてきたのではないかと論評している<sup>(71)</sup>。今後、国際法規範の基盤となる「新たな価値観」として、人類の共同の財産とグローバル公共財概念についての検討も進められていくであろう。

### 3-3 海洋資源の有限性と海洋環境の保護

公海は元来、グローバル自然公共財であり（歴史的な一時的例外は別として）、いずれの国も個人も自由に利用（航行および経済的利用等）できる。国連海洋法条約第87条は、航行の自由、上空飛行の自由、漁獲の自由、海洋の科学的調査の自由等について明記している。しかし、人類の科学技術の発展および経済活動の拡大によって、準公共財たるグローバル・コモンズに近い存在になりつつある面もある。すなわち、上述の公海の自由原則を揺るがす課題として、第1に海洋資源の有限性、第2に海洋環境の保護の2つが、急速に注目度を増している。

資源の有限性に関わる最新の規範化の動向として、2023年6月19日採択の「国家管轄圏外区域海洋生物多様性協定（BBNJ協定）」<sup>(72)</sup>がある。同条約は「いずれの国の管轄にも属さない区域（ABNJ）」としての公海と深海底における生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための規範である。外務省は当該条約の通称を「国連公海等生物多様性協定」として、条約趣旨をわかりやすく提示する。同協定は、2025年9月19日に締約国が60か国に達し、2026年1月17日に発効した<sup>(73)</sup>。

当該条約の対象区域とは対照的に、領海や排他的経済水域および大陸棚における生物多様性の保護は、生物多様性条約による。公海等における生物資源の保全と持続可能な利用の確保についても、当初は、UNCLOSのフォーラムではなく、生物多様性条約のフォーラムで問題提起された<sup>(74)</sup>。生物多様性条約の起草過程で、途上国の管轄内にある植物資源に対するアクセスを容易にしたい先進諸国は、植物の遺伝資源を人類の共同の財産（CHM）として位置づけようとした経緯がある<sup>(75)</sup>。

## おわりに

拘束される意思を表明する手続をとった国家のみが権利義務を獲得する条約とは対照的に、慣習法の形態で存在する（法典化されている規範も多くなっている）一般国際法はすべての国家を拘束するが、特に、その最も普遍的かつ重要な規範はユース・コーゲンス（強行規範）と呼ばれる。3-1で触れたように、ウィーン条約法条約第53条によれば、「一般国際法の強行規範とは、いかなる逸脱も許されない規範」であり、「抵触する条約は、無効」（仮に数カ国間でユース・コーゲンスに反する合意がされても無効）となる規範である。すなわち、ユース・コーゲンスは禁止規定の形をとり、侵略、ジェノサイド、奴隷取引等について、それぞれに「抵触するべからず」との消極的な概念として存在していると理解されている。

それを積極的な概念として捉え直し、国際社会全体が目指している（あるいは維持すべき）肯定的価値として表現したものがグローバル公共財であると言えることができる。それは、本来すべての人、国に備わっているべき、「平和（各条約によって、侵略やジェノサイドのない世界、核兵器のない世界、としても表現される）」、「（人為的要因による変動を被らない）気候」、「（国連憲章や国際および国内の人権章典等において規範内容が確認される）基本的人権」等である。条約中にグローバル公共財という表現が用いられている例として、2021年発効の「核兵器禁止条約（TPNW）」がある。同条約は、前文において、「核兵器のない世界」を、「最上位のグローバル公共財（a global public good）」（外務省仮訳では、国際的な公益）として位置づけ、その条約前文の末尾で「核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、…次のとおり協定した」と締めくくられている。

また、国際司法裁判所は、2025年の気候変動に関する勧告的意見において、気候システムを“global common goods”であるとしている<sup>(76)</sup>。本論で述べたように、国連の公文書においても、2021年の『私たちの

共通の課題』や『人間開発報告書2023/2024年版』などで、「グローバル公共財」の概念が用いられている。

本論稿は、公共財一般が伝統的に純粹公共財と準公共財に分けられるのに準じて、先行研究ではやや混乱が見られる地球規模での公共財概念を、まず、グローバル公共財（純粹グローバル公共財）とグローバル・コモンズ（準グローバル公共財）に分けて議論することを提唱している。その上で、本稿2-1では、グローバル公共財を、自然公共財、人為的公共財、国際社会共通の規範の3つに類型化した。国際法は、この3類型においては、第3の「国際社会共通の規範」に位置づけられる。また、2-2の視点による類型化では、本稿では大きく「最終・目的財」と「中間・手段財」に二分したが、その類型化によれば、国際法は、最終・目的財としてのグローバル公共財である平和、安定した気候を含む環境、人権などを支える「中間・手段財」としてのグローバル公共財であると考えられる。このようにグローバル公共財の一つとして国際法規範を位置づける視点は、さまざまな地球規模の課題（グローバル・イシュー）を解決するための切り口の一つとなりうる。また、今日注目されている、多様かつきわめて重要な論点を含むサイバー空間に関する法的課題についても、グローバル公共財の問題として総合的に捉えることで、国際法と国内法の協力の下での包括的かつ実効的な、より良い取り組みが可能となるのではないだろうか<sup>(77)</sup>。

謝辞：本稿は、日本財団海上保安研究基金「海洋新技術が海洋利用及び管理に与える影響と法的課題」（2023年4月-2026年3月）による研究成果の一部である。

- (1) Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons : TPNW, 2017年7月7日国連総会採択、2021年1月22日発効。
- (2) 外務省「核兵器の禁止に関する条約（暫定的な仮訳）」（2025年3月26日）[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf>]（2025年6月19日参照）。

- (3) International Court of Justice, Advisory Opinion of 23 July 2025, Obligations of States in respect of Climate Change, para440: “440. The Court observes that certain rules of international law relating to global common goods, such as the climate system, may produce *erga omnes* obligations” (下線は筆者による) [https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-adv-01-00-en.pdf] (accessed 22 August 2025).
- (4) United Nations, “Our Common Agenda : report of the Secretary-General”. [https://digitallibrary.un.org/record/3939309?ln=en&v=pdf] (accessed 29 December 2024).
- (5) United Nations Development Programme, “Human Development Report 2023/2024 : breaking the gridlock — Reimagining cooperation in a polarized world —.” [https://hdr.undp.org/system/files/documents/global-report-document/hdr2023-24reporten.pdf] (accessed 22 August 2025).
- (6) 菊池理夫「共通善の政治学—西洋政治思想の伝統として—」『法学研究』第78巻7号(慶應義塾大学法学研究会、2005年)参照。なお、経済活動における“Economy for the Common Good : ECG (公共善エコノミー)”の概念としては、2010年にヨーロッパで始まったとされているが(「一般社団法人公共善エコノミー」[https://econgond.jp/] (2025年6月19日参照))、ここでの「公共善」の原語は“Common Good”が使われている。
- (7) Inge Kaul, Pedro Conceicao, Katell Le Goulven, and Ronald U. Mendoza (eds), *Providing Global Public Goods: Managing Globalization* (Oxford University Press, 2003); 高橋一生監訳・編『地球公共財の政治経済学』(国際書院、2005年) 31頁。
- (8) United Nations Development Programme, *supra* note 5. 以下、訳語は主としてUNDP 駐日代表事務所『人間開発報告書2023/24年版「行き詰まりの打開—分極化する世界における協調とは—(概要)」』[https://www.undp.org/ja/japan/publications/hdr2023-24] (2024年12月29日参照)。
- (9) 同上訳文17頁。
- (10) 同上訳文20頁。
- (11) 大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』(国際書院、1993年)。また、佐藤は、「多数国間の共通利益あるいは国際社会の一般的利益(公共利益)」と表現する(佐藤哲夫『国際組織法』(有斐閣、2005年) 367頁)。「共通利益、共通の利益」をめぐる最近の緻密な研究に、池島大策「地球環境の保護における『コモン』の概念—その国際法上の影響と課題—」『国際法外交雑誌』第124巻2号(2025年)。

「共通の利益 (common interest)」という概念が、戦後の国際法文書で最初に見られるのは、1946年の「国際捕鯨取締条約 (International Convention for the Regulation of Whaling)」であろう。同条約前文では「鯨族の最適

の水準を実現することが共通の利益である (it is in the common interest to achieve the optimum level of whale stocks)」と述べられている。当該条約については、渡部茂己「国際捕鯨取締条約」『環境と公害』第26巻2号(1996年)も参照。

- (12) 川崎孝子「リージョナルな共通利益と領域管轄権」『世界法年報』第13号(1993年)6頁。
- (13) 本稿「1-4(2)」および「2」で整理する。今後の研究では、グローバル公共財の提供(または所与のグローバル公共財の維持・保存)が法的義務であるのか否かについて、提供・維持等の方法・手段について、また、ある財が公共財であるのか否かに関する合意形成のあり方等についても検討したい。
- (14) 渕圭吾「多様な私益が『公益』へと収斂する過程とその規律」『法律時報』第96巻9号(2024年)32頁。大谷、前掲注(11)、10頁において大谷も、「国際法によって保護される利益が、基本的には、国際社会における共通利益である」と述べている。
- (15) 「国際法は全体として、国際社会の国々の共通利益(広義の共通利益)にもとづいて存在している」(佐藤哲夫「第2章 国際社会の共通利益と国際機構」大谷、前掲注(11)、72頁)。
- (16) 国際法は、国内法とは異なり、主権が並存している分権社会における法であることで、第1に、条約によって付与・賦課される権利・義務の当事者となるか否かは各国の意思に委ねられている。たとえば、国際法上重要な、核兵器の生産・配置・使用等の禁止を義務づける「核兵器禁止条約(TPNW)」は、2021年1月22日に法的効力が発生したが、五大国をはじめ核兵器を所有している諸国やいわゆる核の傘の下にある諸国の多くは加わっていない。

第2に、慣習国際法については、当然ながら成文化されていない部分については、規範の存否や解釈に関して学説や各国の見解が一致しないことがある。この点に関わる重要な動きとして、たとえば気候変動対策をとる国家の義務については、慣習法となっているとの国際司法裁判所勧告的意見が2025年7月25日に公表された(参考:渡部茂己「第10章 国際環境法、コラム『気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見』」渡部茂己・河合利信編『国際法(第5版)』(弘文堂、2026年))。

第3に、最も重要な国際法主体である国家が「国際法上の国家」となるためには他国による国家承認を必要とするが、承認する国家もしない国家もあるので、国家としての存在は相対的である。たとえば、パレスチナ自治政府と北朝鮮については、それぞれ160ヵ国ほどが国家承認しているが、日本や米国は承認していない。一方で、北朝鮮は国連加盟国であり、日本や米国もそれは認めた。他方で、パレスチナ自治政府は加盟国ではないが、

国連は、バチカン市国と同じ扱いで、オブザーバー「国家」としての地位を認めている。また、台湾（中華民国）については、12カ国ほどが国家承認をしている。

加えて、国連憲章の制定と国連・WTO その他の国際機構の創設など、第二次大戦後、国際法の体系化と法の下での紛争解決の動きが進展してゆく中で、それに逆行するように、一部の国家が国際法を自国に有利に解釈することで衝突や混乱を引き起こす事例が近年顕著になっている。ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題がその例であり、関税をめぐる米国の動きなどもその代表的なものである。

- (17) Inge Karl, Donald Blondin and Neva Nahtigal, “Introduction — Understanding Global Public Goods: Where We Are and Where to Next,” in Inge Karl (ed.), *Global Public Goods (the International Library of Critical Writings in Economics series, No.321)* (Edward Elgar, 2016), p. xxiii.
- (18) Samuel Cogolati, Linda Hamid and Nils Vanstappen, “Global Public Goods and Democracy in International Legal Scholarship,” *Cambridge Journal of International and Comparative Law*, vol 5 Issue 1 (2016), p.4. これらは、政策上のグローバル公共財としての表現であるということもできる。所与のグローバル公共財（性質上のグローバル公共財）としては、人類が生存できる良質の大気、有害紫外線などから地表の生命を守るオゾン層、など、地球規模で普遍的に存在する財である。
- (19) United Nations Development Programme, *supra* note 5, at 73-74.
- (20) 公共財（common goods）の概念は18世紀に遡る。デビッド・ヒューム（David Hume）の『人間本性論（A Treatise of Human Nature）』（1739年）では、「公共財（common goods）」を供給することの難しさが述べられているとの指摘がある（Inge Kaul, Isabelle Grunberg and Mark A. Stern eds., *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (Oxford University Press, 1999)；FASID 国際開発研究センター訳『地球公共財—グローバル時代の新しい課題—』（日本経済新聞社、1999年）30頁）。
- (21) Gregory Shaffer, “International Law and Global Public Goods in a Legal Pluralist World,” *European Journal of International Law*, Vol.23 No. 3 (2012), p.673.
- (22) Inge Kaul, “Introduction — Understanding Global Public Goods: Where We Are and Where to Next,” in Inge Kaul (ed.), *Global Public Goods (the International Library of Critical Writings in Economics series, No.321)* (Edward Elgar, Cheltenham, 2016), p. xvi.
- (23) R. Cornes and T. Sandler, *The Theory of Externalities, Public Goods and Club Goods* (Cambridge University Press, 1986).

- (24) International Chamber of Shipping [<https://www.ics-shipping.org/>] (accessed 9 July 2025). 同頁では、海運は、高度に複雑かつ地球規模の産業であり、技術革新の最前線である。ISC は、持続可能性およびパリ協定による2050年カーボンニュートラル目標に取り組んでいることが示されている。
- (25) 三浦真紀「公共財の新たな定義とその供給理念」『土木技術資料』第53巻9号(2011年)4頁。  
渡部茂己「グローバル公共財(GPG)としての『平和』と『安全』に関する一考察」『常磐総合政策研究』第2号(2018年)71-84頁で多少の解説。
- (26) 三浦、前掲注(25)、4頁。
- (27) 同上。
- (28) 参考：渡部茂己「第10章 国際環境法」渡部茂己・河合利修編『国際法(第5版)』(弘文堂、2026年)。佐古田彰「第11章 海洋環境の保護」島田征夫・古賀衛・佐古田彰・下山憲二編『国際海洋法・第3版』(有信堂、2023年)。磯崎博司『国際環境法』(信山社、2000年)。小島千枝、鶴田順、都留康子「第6章 海洋環境の保護」柳井俊二編『海と国際法』(信山社、2024年)。“Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General : CHAPTER XXVII : Environment,” in *United Nations Treaty Collection* [<https://treaties.un.org/pages/Treaties.aspx?id=27&subid=A&clang=en>] (accessed 6 October 2025).
- (29) さらに、その内容や方向性が国際法や国連などの媒体を通じて示され、多くの主体によって明白な理念として合意されている「規範」もグローバル公共財である。
- (30) Moya Chin, “What Are Global Public Goods?” International Monetary Fund, *Finance & Development Magazine* (December 2021) [<https://www.imf.org/en/Publications/fandd/issues/2021/12/Global-Public-Goods-Chin-basics>] (accessed 19 June 2025).
- (31) Cf. Mario Canazza, “The Internet as a Global Public Good and the Role of Governments and Multilateral Organizations in Global Internet Governance,” *Meridiano 47 - Journal of Global Studies*, 19: e19007 (2018) [[https://www.researchgate.net/publication/324760705\\_The\\_Internet\\_as\\_a\\_global\\_public\\_good\\_and\\_the\\_role\\_of\\_governments\\_and\\_multilateral\\_organizations\\_in\\_global\\_internet\\_governance](https://www.researchgate.net/publication/324760705_The_Internet_as_a_global_public_good_and_the_role_of_governments_and_multilateral_organizations_in_global_internet_governance)] (accessed 5 July 2025). Digital Public Goods Alliance, *2024 State of the Digital Public Goods Ecosystem* (Digital Public Goods Alliance, 2019), pp. 91 [<https://www.unicef.org/digitalimpact/media/826/file/DPG-Ecosystem-2024.pdf.pdf>] (accessed 5 July 2025).  
池田信夫「経済メカニズムとしてのインターネット」『通商産業研究所 Discussion Paper Series』(2000年 ) [<https://www.rieti.go.jp/jp/>]

- publications/dp/downloadfiles/m4199-1.pdf] (2025年7月5日参照)。
- (32) 非競合性と非排除性をもたない(すなわち、競合性と排除性の両方の性質を有する)財は「私的財(private goods)」である。個人所有の住居、自動車、衣類、食料など、私的売買の対象となっている財である。
- (33) 大岩隆明『非伝統的安全保障問題と援助—国際公共財の視点から—(NIRA モノグラフシリーズ No.09)』(総合研究開発機構(NIRA)、2008年)3頁(表1 公共財の区分[出所: International Task Force on Global Public Goods, 2006])。
- (34) 渡部、前掲注(25)、79-80頁。
- (35) World Bank, “Chapter 5 : Effective use of development finance for international public goods,” *Global Development Finance: Building Coalitions for Effective Development Finance*, (2001), p. 109. [https://documents1.worldbank.org/curated/en/156251468131978934/pdf/multi0page.pdf] (accessed 15 August 2025).
- (36) 寺崎克志「国際公共財に関する一考察」『目白大学 総合科学研究』2号(2006年)35-36頁。
- (37) World Bank, *supra* note35, at 109-135.
- (38) 寺崎、前掲注(36)、38頁。
- (39) 同上。
- (40) World Bank, *supra* note35, at 109.
- (41) Inge Kaul, Isabelle Grunberg and Mark A. Stern eds., *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (Oxford University Press, 1999); FASID 国際開発研究センター訳『地球公共財—グローバル時代の新しい課題—』(日本経済新聞社、1999年)30、38-39頁。もちろん、同世代内のグローバル公共財と世代を超えるグローバル公共財を区別する論者もいる(同上、39頁参照)。
- (42) 地球規模の視点では、国内純粋公共財は国家単位のクラブ財ととらえることもできる。
- (43) 平成27年版『外交青書(PDF版)』(外務省、2015年)139-140頁。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2015/pdf/pdfs/3\_1.pdf] (2025年7月9日参照)。2013年版防衛白書も同じ扱いである。「第I部 わが国を取り巻く安全保障環境」、「第II部 わが国の防衛政策と日米安保体制」[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\_data/2013/2013/pdf/nd000000.pdf] (2025年7月9日参照)。
- (44) 原田有「グローバル・コモنزのガバナンスが抱える難題—海洋とサイバー空間を事例として—」『防衛研究所紀要第18巻1号』(2015年)32頁。なお、本文で引用した内容は、本論文の趣旨とは異なっている。
- (45) 星野俊也「第1章 総論:「アクロス・ザ・ユニバース」の安全保障—グローバル・コモنزにおける「普遍的な平和」とは—」『グローバル・

- コモンズ（サイバー空間、宇宙、北極海）における日米同盟の新しい課題（平成26年度外務省外交・安全保障調査研究事業）』（日本国際問題研究所、2015年）1頁。
- (46) 同上、4-5頁。
- (47) 土屋大洋「第3章 グローバル・コモンズとしてのサイバースペースの課題」、前掲注(44)『グローバル・コモンズにおける日米同盟の新しい課題』27-28頁。
- (48) 秋山信将「グローバル・コモンズと核不拡散秩序」『国連研究』15号（2014年）113頁。
- (49) 池島、前掲注(11)、8頁注(25)。
- (50) 上村雅彦「グローバル金融が地球共有財となるために—タックス・ヘイブン、『ギャンブル経済』に対する処方箋」『国連研究』15号（2014年）57頁。
- (51) 渡部茂己『国際環境法入門—地球環境と法—（初版第2刷）』（ミネルヴァ書房、2003年）102-103頁を参照。
- (52) Garrett Hardin, “The Tragedy of the Commons,” *Science*, vol. 162 (1968), pp. 1243-1248; cf. [<https://www.science.org/doi/10.1126/science.162.3859.1243>] (accessed 9 July 2025). もっとも、歴史的事実としては否定的見解が多い（藪谷あや子「『コモンズの悲劇』再考—コモンズ論の新展開」財政学研究会編『財政学研究』第23号（1998年）42-60頁。原田禎夫「海の『コモンズの悲劇』はどのようにして回避するのか」水資源・環境学会『水資源・環境研究』第38巻1号（2025年）1-5頁）。
- (53) Inge Karl, Pedro Conceicao, Katell Le Goulven and Ronald U. Mendoza eds., *Providing Global Public Goods: Managing Globalization* (Oxford University Press, 2003); 高橋一生監訳・編『地球公共財の政治経済学』（国際書院、2005年）33頁。福本潤一「1 国際協力の視点」高木保興『国際協力学』東京大学出版会、2004年、13頁も参考とした。
- (54) インターネットシステムの簡単な概要について、渡部茂己「デジタル社会のためのグローバル規範と『地球規模の協働主体』概念—持続可能な平和と人権のための『グローバル・デジタル・コンパクト』—」『Kokusai-Joho』（日本国際情報学会）第10巻1号（2025年）。
- (55) *E.g. Education as a public and common good: Reframing the governance of education in a changing context* (UNESCO, February 2018) [<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000261614>] (accessed 22 August 2025).
- (56) World Bank, *supra* note35, at 130. 渡邊恵子「国境を越える問題に対するODAの新たなアプローチ」『国際開発研究フォーラム』第27巻（名古屋大学大学院国際開発研究科、2004年）。
- (57) Kaul (FASID 国際開発研究センター訳)、前掲注(41)、40-41頁。

- (58) 同上。
- (59) 同上。
- (60) 参考：渡部、前掲注(54)。
- (61) Kaul (FASID 国際開発研究センター訳)、前掲注(41)、42頁。
- (62) Vienna Convention on the Law of Treaties (1969)。
- (63) Cf. International Court of Justice, Judgment of 27 June 1986 Case Concerning the Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America) [<https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/70/070-19860627-JUD-01-00-EN.pdf>] (accessed 22 August 2025)。参考：本吉祐樹「国連憲章下における非国家主体に対する自衛権の射程—国連憲章の起草過程と、ニカラグア事件判決を中心に—」『日本法学』第87巻3号(2021年)89-119頁。
- (64) 川崎恭治「一般国際法の強行規範の法的効果」『一橋法学』第17巻3号(2018年)568頁。  
 少なくとも、武力行使禁止原則の中の侵略の禁止、人権法の中の人種差別およびアパルトヘイトの禁止、奴隷取引の禁止、ジェノサイド禁止などについては大多数の国際法学者がユース・コーゲンスとみなしている(参考：佐藤一義「現代国際法における強行規範(Jus cogens)の機能—その「規範的機能」との関連で—」『名城法学』第72巻1・2号合併号(2022年)203-225頁)。
- (65) 池島、前掲注(11)、3頁注(7)。
- (66) 佐俣紀仁「『人類の共同の財産』概念の現在—BBNJ新協定交渉の準備委員会に至るまでのその意義の変容—」『国際法外交雑誌』第117巻1号(2018年)109頁。
- (67) Michael W. Lodge, “The Common Heritage of Mankind,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, vol. 27 (2012), p.733.
- (68) 同上。
- (69) International Court of Justice, *supra* note 3.
- (70) [<https://www.iesalc.unesco.org/en/articles/public-goods-common-goods-and-global-common-goods-brief-explanation>] (accessed 22 August 2025)
- (71) 池島、前掲注(11)、21頁。
- (72) 正式名称は、「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction : BBNJ Agreement)」
- (73) 歴史的経過を含めて包括的な検討がなされている文献の例として、坂

元茂樹・薬師寺公夫・植木俊哉・西本健太郎（編）『国家管轄外区域に関する海洋法の新展開』（有信堂、2021年）。坂元茂樹・前川美湖（編）『海の生物と環境をどう守るか—海洋生物多様性をめぐる国連での攻防—』（西日本出版社、2022年）。Fran Humphries (ed), *Decoding Marine Genetic Resource Governance Under the BBNJ Agreement*, (Springer [open access], 2025) [<https://library.oapen.org/bitstream/handle/20.500.12657/98552/9783031721007.pdf?sequence=1>] (accessed 6 October 2025).

- (74) 都留康子「国家管轄権外の生物多様性をめぐる制度間の相互作用—グローバル化時代の法と政治—」星野智編著『グローバル化時代と現代世界』（中央大学出版部、2014年）245-272頁が詳しい。
- (75) 佐俣、前掲注(66)、119頁。
- (76) 参考：渡部茂己「第10章 国際環境法、コラム『気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見』」渡部・河合編、前掲注(28)、143-144頁。
- (77) 参考：渡部、前掲注(54)。